

ライフ de ホッ! 審査申込書

(家賃カード会員審査申込書)

家賃カード会員番号 9:8:7:6:0:1: | 申込年月日 20 年 月 日

フリガナを必ずご記入ください。
外国籍の方は本人確認書類の写りにご記入ください。
住所の場合は、派遣先

お申込者
フリガナ () () () () () () () ()
性別 ① 男 ② 女
生年 ③ 昭和 ④ 平成
月 日 年 月 日
居住年数 年 月 日

フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()

フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()

フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()

未成年の方 ●お申込者が未成年の方は、親権者の同意が必要です。
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()

フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()
フリガナ () () () () () () () ()

私は、別紙「個人情報の取り扱いに関する同意約款」、「家賃カード会員規約」及び「反社会的勢力の排除」に同意のうえ、ライフdeホッ!(家賃カード)の審査申込みをいたします。

お客さまがお申込される会社名
ライフカード株式会社
東京都港区芝2-31-19 パンザビル 〒105-0014

提携保証会社 ほっと保証株式会社
ほっと保証 札幌市中央区北1条西10丁目1番4号 〒060-0001
北1条サンマウンテンビル2F TEL011-206-8691

初回借料	家賃費	保証人

貸借物件	フリガナ	
	フリガナ	
所在地	フリガナ	
入居予定日	20 年 月 日	
	20 年 月 日	
貸借期間	自 20 年 月 日	
	至 20 年 月 日	
保証契約年数		年

入居予定者	① お申込者のみ
	② お申込者および家族等 記号 子供 1人 配偶者 その他
③ お申込者以外	
管理番号	オーナー
物件	部屋

手数料・保証料月額	毎月のお支払い内容 (円)	
	① 賃料	
② 共益費・管理費等		
③ 駐車場使用料等		
④		
⑤		
⑥ 小計(①+②+③+④+⑤)		
⑦ ライフカード手数料(⑥×1%)		
⑧ 保証会社保証料		
⑨ 合計(⑥+⑦+⑧)		
⑩ 変動費用	料金支払先からの通知による金額	
⑪ ⑩に対するライフカード手数料	⑩×⑦と同じ手数料率	
⑫ ⑩に対する保証会社保証料	⑩×⑧と同じ保証料率	
⑬ 毎月お支払総額	⑧ + ⑩ + ⑪ + ⑫	

【お申込者の方へ】
本申込書は正式契約前の審査申込書です。審査結果は下記管理会社・仲介会社へ通知いたします。当社が契約を承諾する場合は別途正式な契約手続きが必要となります。本審査申込書の記入内容と後日提出していただく申込書や確認資料等の内容が相違している場合や、お客様の状況が変化している場合は、本申込みや審査の如何にかかわらず、ご要望に添えない場合もございます。

【お申込み上の注意】
お申込みの際は別紙記載の家賃カード会員規約をよく読んでから十分納得したうえでお客様が自署してください。なお、審査の結果ご入会いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ライフカード手数料率は、小口取引下取り上げ費のため、1円未満の生じる場合があります。あらかじめご了承ください。
※本申込みに関する必要事項にご記入いただけない場合、また虚偽の表明・偽約をされた場合は、本申込みをお断りすることがあります。

家賃カード会員提供契約番号 26606301039

仲介会社
名称
TEL
氏名

管理会社
株式会社アパマン情報センター
担当
氏名

保証会社
株式会社アパマン情報センター
※賃貸保証委託契約の保証会社(甲)となります。

個人情報の取り扱いに関する同意約款

第1条 (個人情報の収集・利用・保有)

(1) 入会申込者(以下「申込者」という)及び会員(以下「会員」という)は、ライフカード株式会社(以下「当社」という)に対する申込み(申込みにより成立する契約を含み、以下単に「本契約」という)を含む当社との取引の与り転送及び与信後の管理のため、以下の情報(これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで、以下の各条項(以下「本約款」という)により収集・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、利用確認、会員へのご利用代金のお支払等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること及び送付と与信を含むものとします。

(2) ① 当社所定の申込書に申込者及び会員が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況等の属性に関する情報(本契約締結後に当社が申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)、② 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、包括信用購入あっせんの手数料、毎月の分割支払金または弁済金(支払額)、支払方法、振替口座等、本契約の内容に関する情報、③ 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況、債権譲渡等の情報等、会員との取引に関する情報、④ 本契約に関する会員の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況、⑤ 本契約の申込者が会員に相違ないことを確認するため、申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証、健康保険証等の本人確認資料等に記載された本人識別情報(以下「本人確認情報」という)または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口で請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報、⑥ 会員が当社との間で既に締結した契約がある場合、当該契約の申込み等にした事実及び当該契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報並びに債権の回収や送付と与信を通じて得られた情報、⑦ お電話でのお問い合わせ等により当社が知り得た情報、⑧ 官報、電話帳、住宅地図等(こり公開されている情報)。

(3) 申込者及び会員は、平成23年7月1日付けで株式会社ライフが当社を承継会社として吸収分割を行った後アイフル株式会社(以下「アイフル株式会社」という)に吸収合併されたことに伴い、申込者及び会員と株式会社ライフとの間の取引に關しアイフル株式会社が保有している個人情報(アイフル株式会社が株式会社ライフを吸収合併した後に申込者及び会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)についてアイフル株式会社から提供を受けて当社が利用することに同意するものとします。なお、本項でいう個人情報の定義は(1)に準じるものとします。

(4) 会員は、当社と本契約に定める加盟店(以下「加盟店」という)が本契約に基づき代替精算、キャンセル精算、法令に基づく中途解約に伴う精算、加盟店との加盟店手数料等の精算のため、(1)①～③の個人情報を利用することに同意するものとします。

(5) 当社の企業ブランドと共に当社の提携先企業の企業ブランドをあわせ表示したクレジットカード(以下「提携カード」という)を申込みの場合は、当社及び提携カードの提携先企業(その親会社、関連会社、提携会社)を含み、以下「提携先企業」という)が会員に対し、付与するポイントサービス、その他の提携カードに付帯するサービスを当社及び提携先企業が共同して提供するために必要な範囲内で(1)①②③の個人情報を

共同して利用することに同意するものとします。
(6) 当社が保有する個人情報には、本申込み時に申込者から受領した情報(当社が当該申込みを否決した場合)及び本契約が終了し、または会員が完済した後の情報を含むものとし、当社が一定期間利用することに同意します。

第2条 (個人情報の利用)

会員は、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。
(1) 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するサービス、② 当社の事業における市場調査、商品開発、③ 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、送信等の営業案内。
※ 当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、集合代行事業、生命保険の募集、損害保険の代理業、加盟店・提携先企業・その他事業者の営業案内等を当社の営業案内等に封入し送付する事業等です。当社の具体的な事業については当社ホームページ(<http://www.lifecard.co.jp>)でお知らせしております。

第3条 (個人信用情報機関への登録・利用)

(1) 当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者、会員及びその配偶者の個人情報登録されている場合には、目的及び会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
(2) 申込者及び会員の本人契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、申込者及び会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

株式会社シー・アイ・シー(CIC)	
登録情報	登録期間
① 本契約に関する申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月以内
② 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③ 債務の支払い・延滞等した事実	契約期間中及び契約終了後5年以内

株式会社日本信用情報機構(JICC)	
登録情報	登録期間
① 本申込みに基づく個人信用情報の収集及び個人信用情報等の提供	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月以内
② 本契約に基づく個人情報の収集及び個人信用情報等の提供	契約内容、返済状況又は取引申込に関する情報のいずれかから登録されている期間
③ 債務の支払い及び返済状況に関する情報	契約期間中及び契約終了後5年以内
④ 取引事実に関する情報	契約締結中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の年次に係る情報については当該事実の発生日より1年以内)

(3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

① 株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15F
フリーダイヤル 0120-810-414
<http://www.cic.co.jp>
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
② 株式会社日本信用情報機構(JICC) 貸金業法に基づく指定信用情報機関
〒101-0042 東京都千代田区神田東松本下町41-1
TEL. 0570-055-955
<http://www.jicc.co.jp>

(4) 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の名称、住所、お問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

① [CIC・JICCの提携個人信用情報機関]
全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1(平成22年までは、東京都千代田区丸の内2-5-1)
TEL.(03)3214-5020
<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
② CICとJICCとは互いに提携する個人信用情報機関です。
(5) 上記(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

① 株式会社シー・アイ・シー(CIC)
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数を契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、返済日、延滞等支払い状況に関する情報となります。
② 株式会社日本信用情報機構(JICC)
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、申込情報(申込日及び申込商品種類等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、返済日、延滞等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)となります。

第4条 (個人情報の提供・利用)

(1) 会員は、提携カードの場合において、当該提携先企業が、販売事業、サービス提供事業、その他上記第2条に記載の各目的(この場合において上記目的の「当社の事業」とあるのは、「提携先企業の事業」と読解します)のため、当社が第1条(1)②の個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。
(2) 申込者が提携カードを申し込んだ場合において、カード契約が不成立となった申込者を対象に、提携先企業がIDカード・現金ポイントカード等(以下「IDカード等」という)の発行を行うときは、提携先企業によるIDカード等の発行業務のためにカード入会審査の結果情報及び第1条(1)②の個人情報のうちIDカード等の発行に必要な個人情報を当社が提携先企業に提供することに同意します。

(3) 上記(1)の提携先企業への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から10年間とします。上記(2)の提供期間は、カード契約不成立となった日から6か月間とします。

(4) 当社が、本契約に関する与信業務、与信後の管理業務等の一部または全部を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の委託先企業に委託する場合は、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)の個人情報を当該委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。

第5条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 申込者及び会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
① 当社に開示を求める場合は、第8条記載のセンターに連絡してください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)詳細についてはお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ(<http://www.lifecard.co.jp>)でお知らせしております。
② 個人信用情報機関への開示請求は、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条 (本約款に不同意の場合)

当社は、申込者が本契約に必要な記載事項(カード入会申込書の表面で申込者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本約款の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りする場合があります。ただし、本約款第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送付及び第4条による提携先企業から商品等の案内を行うことに同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約を拒否することはないものとします。なお、第2条に同意しない場合でも、当社が会員に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

第7条 (同意の取消)

本約款第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の第2条による当社からの宣伝物・印刷物の送付、宣伝情報等の送付及び第4条による提携先企業への提供を中止する措置をとります。なお、第6条なお書きの定めは、本条でも同様とします。

第8条 (個人情報の取り扱いに関する管理責任者及び問い合わせ等の窓口)

本約款第1条(4)に関する管理責任者は当社となります。また、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者を設置しております(個人情報管理責任者役職等の詳細は、当社ホームページ(<http://www.lifecard.co.jp>)をご覧ください)。本約款第1条(4)並びに個人情報の開示・訂正・削除についての申込者及び会員の個人情報に関するお問い合わせや個人情報の利用・提供の中止、その他のご意見の申出は、下記のセンターにお願いします。
カスタマーセンター/横浜市青葉区荏田西1-3-20
〒225-0014
TEL.(045)914-7003(受付窓口/インフォメーションセンター)

第9条 (本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条 (約款の変更)

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

家賃カード会員規約(ほっと保証)

第1条 (会員)

会員とは、本規約承認のうえ、ライフdeホッ!申込書に記載の管理会社(以下「管理会社」という)・貸貸人(以下両者を総して「甲」という)を通じてライフカード株式会社(以下「乙」という)に入会の申込みをされ、乙が入会を認めた方をいいます。

第2条 (立替委任)

会員は、管理会社に対するライフdeホッ!申込書に記載の貸貸物件(以下「貸貸物件」という)の賃料等、及び甲・会員間において合意し乙が承認した原状回復等の費用(以下これらを総称して「貸貸借費用等」という)の立替払いを乙に対し委託するものとし、乙は、当該委託に基づき、甲に対し、貸貸借費用等を立替払いするものとします。なお、立替払いの時期及び方法は、甲・乙間において定めるものとします。

第3条 (立替代金等の支払い)

(1) 会員は、乙が立替払いした翌月分の貸貸借費用等及びライフカード手数料(以下「立替代金等」という)について、毎月26日・27日・28日・29日ないし翌月3日(指定金融機関により異なります)に乙に支払うものとします。
(2) 会員が乙に対し支払うライフカード手数料の料率は、ライフdeホッ!申込書に記載の通りとします。

(3) 会員は、ライフカード手数料の料率が金融情勢等の変動により変更されることに異議ないものとします。

第4条 (支払い)

(1) 会員は、立替代金等、その他本規約に基づく会員の乙に対する一切の支払債務(以下これを総称して「会員の支払債務」という)について、会員があらかじめ約定した乙の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手續不備、会員の金融機関との口座振替契約の解約その他振替口座の設定がされていない場合その他乙が特に指定した場合には、乙指定の金融機関口座への振込みその他の方法によるものとします。なお、支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払日とします。

(2) (1)に関わらず、乙が認めた場合、会員は、乙の指定する方法により支払うことができるものとします。なお、乙の指定の方法のうち、会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用して会員の支払債務の支払いを行ったときは、コンビニエンスストアが支払金を受領したことにより、乙への支払いがなされたものとします。

第5条 (支払金等の充当順序)

会員の返済した金額が、乙に対する会員の支払債務を完済させるに足りないときは、会員は、乙が適当と認める順序、方法によらずに債務に充当しても異議ないものとします。

第6条 (費用等の負担)

- (1) 会員は、乙に対する会員の支払債務の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。
- (2) 会員は、支払いを遅滞したことにより、乙が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として振替手續回数1回につき200円(取扱)、振込用紙を送付した場合は振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円(取扱)を別に支払うものとします。
- (3) 会員は、会員の支払債務の支払遅滞等、会員の責に帰すべき事由により乙が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(取扱)を別に支払うものとします。
- (4) 乙が会員に対して第7条(2)①に基づく書面上による催告をした場合は、会員は、当該催告に要した費用を負担するものとします。

第7条 (契約の解除)

- (1) 会員は、貸借契約が存続する間、本規約に基づく契約を解除することができるものとします。
- (2) 乙は、次の各号に定める場合、会員に対する通知により、本規約に基づく契約を解除することができるものとします。
 - ① 会員が乙に対する会員の支払債務の支払いを遅滞し、乙から相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までに支払いのなかった場合。
 - ② 甲が、会員の負担する貸借借費用等の受領権を失った場合。
 - ③ 会員が入会時に虚偽の申告をしたとき。
 - ④ 甲・乙間における立替払い及び保証に関する契約が消滅した場合。
 - ⑤ 会員の自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合。
 - ⑥ 会員が破産、差押、仮差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - ⑦ 乙から会員に対する書留郵便による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所)あてに配達されたにもかかわらず転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒絶の理由で通知が到達しなかった場合で当該通知配達の日より20日間経過したとき。ただし、受取拒絶をなすにつき正当な理由があり会員がこれを証明した場合は、この限りではないものとします。

- ⑧ 会員が本規約のいずれかに違反した場合。
- ⑨ その他会員の信用状態が著しく悪化した場合。

前その他乙が会員として不適格と判断したとき。

(3) 会員は、(2)により本規約に基づく契約が解除された場合、当然に会員の支払債務の期限の利益を失い、直ちに乙に対する未払債務の全額を支払うものとします。

第8条 (契約の終了)

貸借契約が解除、取消その他の事由により終了したときは、当然に本規約に基づく契約は終了するものとし、乙は、本規約に基づく契約の終了日以降に支払期日が到来する貸借借費用等の甲への立替払いを停止することができるものとします。また、本規約が終了した場合といえども、乙に対する会員の支払債務が存するときは、当該債務については、なお、本規約の各条項が適用されるものとします。

第9条 (遅延損害金)

- (1) 会員が会員の支払債務の支払いを遅滞した場合は、会員は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅滞した債務に対し、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- (2) 会員が、会員の支払債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで会員の支払債務の残金全額に対し、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第10条 (届出事項の変更)

- (1) 会員は、乙に届け出た会員の住所・氏名・勤務先・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書により乙に通知するものとします。
- (2) 会員は、(1)の住所・氏名等の通知を怠った場合、乙からの通知または送付書類等が会員に達着または不到達となっても、乙が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、(1)の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。

第11条 (債権譲渡)

- (1) 会員は、乙が必要と認めた場合、乙が本規約に基づく会員に対する債権を第三者に担保に入れ、または譲渡すること、及び乙が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ異議なく承諾します。
- (2) (1)の債権譲渡をした場合においても、譲受人は乙に集金事務を委託するものとし、譲受人から会員に対し集金事務終了を通知するまでは、会員は、乙に対し会員の支払債務を本規約の各条項に従い弁済するものとします。

第12条 (規約の変更)

本規約を変更する場合は、あらかじめ会員に変更事項を通知するものとします。なお、通知書到着後、所定の期間内に会員が異議の申出をしない場合、会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第13条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴訟のいかなるにかかわらず、会員の住所地及び乙の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第14条 (消費税)

本規約にかかる諸手数料、その他の費用について消費税が賦課されること、または消費税率が変更されるとき、会員は当該消費税相当額のみ当該増徴分を負担するものとします。

第15条 (譲渡担保)

会員は、乙に対して現に負担した将来負担する会員の支払債務を担保するため、会員が甲に対して取得する下記の債権を乙に譲渡するものとします。

記

貸借物件の明渡時に返還を受けることを条件に会員が甲に差入れた敷金、保証金、その他の会員の返還請求権。

第16条 (紛争)

会員は、貸借契約に関し、甲との間で紛争が生じたときは、自らの責任において解決し、当該紛争を理由として本規約に基づく貸借借費用等の支払いを停止することはできないものとします。ただし、会員は、貸借契約に関し、甲に対する貸借借費用等の支払停止を主張しうる正当な事由がある

場合は、事前に書面をもって乙に通知することにより、当該通知の到達日以降に支払期日の到来する貸借借費用等の立替払いの停止を依頼することができるものとします。

第17条 (貸借借費用等の変更)

貸借借期間中において次の各号に定める事由により貸借借費用等が変更されたときは、会員が支払いを乙に委託する貸借借費用等も当然に変更されるものとし、特に変更契約書の取り交わしは行わないものとします。ただし、会員が変更について異議があるときは、第16条但書に基づき処理するものとします。なお、乙が変更契約書の締結を求められたとき、会員は、速やかにこれに応じるものとします。

- ① 貸借借費用等の改定。
- ② 新たな貸借借費用等の発生もしくは消滅。
- ③ 消費税法その他の税法で定める税率または課税範囲の変更。

第18条 (貸借借契約の更新)

貸借借契約が更新される場合、会員は、更新後の甲への貸借借費用等の支払いについて、引き続き乙に立替払い及び保証を委託するものとします。

第19条 (貸借借契約の解約)

貸借借契約の解除もしくは貸借借期間の満了等により貸借借契約が終了するときは、会員は、乙に対し、貸借借契約終了日の2か月前までに通知するものとします。

第20条 (返還敷金等による弁済)

乙は、貸借物件の明渡時に、乙に対して負担する会員の支払債務が存するときは、第15条で定める譲渡債権を行使し、甲から敷金等を受領するうえ、当該債務の弁済に充当することができるものとします。

第21条 (貸借借契約の解除)

会員が以下の各号の一つにでも該当するときは、乙は会員に代わって貸借借契約の解除をすることができるものとします。

- ① 貸借借契約上の債務について1回でも不履行があったとき。
- ② 貸借借契約に違反したとき。
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分申立てを受けたとき。
- ④ 滞納処分を受けたとき。
- ⑤ 破産の申立てを受けたとき、または自らのこれらの申立てをしたとき。
- ⑥ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
- ⑦ 乙に対し負担する会員の支払債務以外の債務の支払いを遅滞したとき。
- ⑧ 乙に対し虚偽の申出をし、または虚偽の書類を提出したとき。
- ⑨ 第15条に定める担保がたてられなかったとき。
- ⑩ 逃亡、失踪または刑事上の訴追を受けたとき。
- ⑪ 諸般の事情から会員が貸借借契約を継続する意思が認められないとき。
- ⑫ 会員の支払債務について、その支払いを遅滞し、相当な期間を定めた書面による催告後も支払わないとき。
- ⑬ その他会員が本規約に違反し、または会員の信用状態が悪化したときと認めるとき。

第22条 (甲の契約解除権)

会員が乙に対して負担する会員の支払債務の支払いを1か月以上遅滞したときは、甲は会員に対し何ら催告することなく直ちに貸借借契約を解除し、貸借物件からの退去を請求することができるものとします。

第23条 (管理会社の変更時の特約)

- (1) 管理会社に変更となり変更後の管理会社と乙が合意した場合、会員は、乙が会員に対し特段の手續をとることなく、本規約における甲を変更後の管理会社とし、引き続き本規約に基づき、甲への立替払い、乙に委託することに同意するものとします。
- (2) 会員は、(1)の同意に伴い、本規約に付帯する個人情報等の取り扱いに関する同意約款における管理会社についても、変更後の管理会社がこれに該当するものとして当該同意約款が適用されることについて同意するものとします。

【反社会的勢力の排除について】

- (1) 会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことをライフカード株式会社(以下「当社」という)に確約するものとします。
 - ① 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成員団体の構成員を含む)が集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)。
 - ② 暴力団員(暴力団の構成員)及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者。
 - ③ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)。
 - ④ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)。
 - ⑤ 総会派等(総会派、会社プロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)。
 - ⑥ 社会運動等(社会運動もしくは政治活動を背景とし、または標榜として、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)。
 - ⑦ 特殊知識暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的繋がりを有し、構造的な不正の仲核となっている集団または個人(各前各号に掲げる者(以下「暴力団員等」という)の共生者(暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員らの利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、または実質的に関与する関係を有する者、暴力団員等と認められる者、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)。
 - ⑧ その他前各号に準ずる者。
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを当社に確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 当社との取引に関して悪質な言動をし、もしくは暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- (3) 会員が(1)に該当し、もしくは(2)に該当する行為をした、または(1)に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社は会員に通知することなく貸借借契約に基づく契約を解除し、または会員の資格を取消することができるものとします。この場合、会員は当社に対する未払債務を直ちに支払うものとします。

(4)(3)により会員の資格を取消した場合でも、当社に対する未払債務があるときはそれが完済されるまでは本規約の各条項が適用されるものとします。

【お問い合わせ・相談窓口】

1. サービスの内容等についてのお問い合わせ、ご相談は管理会社にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談、ご意見及び苦情については、下記ライフカード株式会社におたずねください。

ライフカード株式会社

東京都港区芝2-31-19 バンザイビル 〒105-0014
カスタマーセンター/横浜市青葉区窪田西1-3-20
〒225-0014
TEL(045)914-7003(受付窓口/インフォメーションセンター)